

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成三十年九月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年一月二十四日 奈良県指令郡土第八一―四六号

平成三十年六月七日 奈良県指令郡土第八一―四六一号

平成三十年八月二十八日 奈良県指令郡土第八一―四六一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年八月二十九日郡土第五八七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年八月二十九日郡土第一九〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市平等坊町二〇九番一、二〇九番一〇、二〇九番一一、二一一番一、二一一番

四、二一一番五及び二一一番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市岩室町五三番地一

有限会社石橋建築総合設計事務所 代表取締役 石橋豊

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市平等坊町二〇九番一及び二一一番四

下水道 天理市平等坊町二〇九番一及び二一一番四の各一部